

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

令和4年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第47号ほか6件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月16、17日に委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は、下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第47号 水戸市市税条例等の一部を改正する条例

本案は、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除に係る適用期限の延長をはじめ、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し等、国の税制改正を踏まえた規定の整備を行うものであり、個人市民税の課税方式の選択状況や今後の影響等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第48号 水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

本案は、国の省令改正に伴い、課税免除の要件となる地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定期限の延長等を行うものであり、本市における事例の有無等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第56号 令和4年度水戸市一般会計補正予算（第3号）（ただし、別表中歳出中第3款、第6款、第7款及び第10款を除く）

本案は、国の地方創生臨時交付金等を活用し、コロナ禍における原油価格・物価の高騰に対応する緊急対策として、公共交通運行事業者や資源物・ごみ収集運搬事業者等への支援について補正措置を講じるものであり、補正予算の積算根拠について、これまでの支援状況と今後の見通し等について、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 報告第16号 専決処分について（和解について）

報告第17号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第1号））

これらの案件は、元吉田町暴力団事務所使用禁止仮処分命令申立事件について相手方と和解し、また、それに伴う土地及び建物の取得経費について、補正措置を講じたものであり、取得経費の算定根拠について、相手方との交渉について、土地及び建物の利活用に係る検討状況について、和解及び土地・建物の取得に係

る諸経費について、同様の事案が発生した場合の今後の対応等について、種々質疑応答を重ねました。このうち委員から、「事件発生以降、多くの周辺住民が不安を抱えていると思われるため、引き続き、地域の安全確保に努められたい」等の意見が出されました。

この後、一括採決の結果、全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、報告第10号 専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）、報告第18号 専決処分について（令和4年度水戸市一般会計補正予算（第2号））（ただし、別表中歳出を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、承認すべきものと決定いたしました。

記

議案第47号、議案第48号、議案第56号（ただし、別表中歳出中第3款、第6款、第7款及び第10款を除く）

以上、原案を認める。

報告第10号、報告第18号（ただし、別表中歳出を除く）

以上、承認する。

報告第16号、報告第17号

以上、承認し、次の意見を付する。

意見

本件は、安心・安全なまちを形成するため、暴力団事務所の使用を禁止するとともに、土地と建物を取得したものである。当該物件については、市民に多大な影響を及ぼす殺人事件があったことから、建物は解体し、更地とした上で利活用することとされたい。

上記のとおり報告する。

令和4年6月21日

水戸市議会議長 須田 浩 和 様

総務環境委員会

委員長 高 倉 富士男